

中小企業・小規模事業者の皆様へ



改正のポイントを
分かりやすく解説

同一労働同一賃金と 最低賃金対策



山梨働き方改革推進支援センターオンラインセミナー

参加無料
事前申込
不要

改正「同一労働同一賃金ガイドライン」が、令和8年10月から施行されます。今回のガイドライン改正は、不合理な待遇差を明確化し、制度運用の具体性を高めるものです。また、国が進める最低賃金引き上げの動向や対策について、社会保険労務士の専門家が重要なポイントや、実務を行う上で留意すべき点についてわかりやすく解説します。

第1回

2026年 **10**月**06**日(火)
同一労働同一賃金

第2回

11月**05**日(木)
最低賃金対策

時 間 14:00～15:00

対象者 中小企業・小規模事業者

申込方法 ZOOMセミナールーム

URL: <https://us02web.zoom.us/j/87241535186?pwd=7PgAE54jz5UNgfPnITKxHm05bO6Sq.1>

ID: 872 4153 5186

PASS: 701680

こちらからご参加下さい



セミナー講師

10/6

サカイ

酒井 善明氏

特定社会保険労務士
山梨働き方改革推進支援センター
副センター長

11/05

オシキリ

タカユキ

押切 貴之氏

特定社会保険労務士
山梨働き方改革推進支援センター
副センター長

お問
合せ

山梨働き方改革推進支援センター

☎ 0120-755-099

✉ yamanashi@workstylereform.net

〒400-0805 山梨県甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル4階

